

4月1日から 申請や届出、請求など 多くの手続きで押印が 不要になります

にかほ市では、市民サービスの向上と業務の簡素化・効率化を図るため、4月1日から申請や届出、請求など多くの行政手続きにおいて、押印の義務付けを廃止します。具体的な手続きごとの押印義務の有無については、申請書等を提出する各部署へ直接問い合わせください。

また、対象となる手続きについては、市HPの一覧表でも確認できます。

※手続きによっては、署名や身分証明書などの提示を求める場合があります。

引き続き押印を求める手続きの一例

- ▶ 国の法令等により押印が義務付けられているもの（出生届、婚姻届、死亡届など）
- ▶ 契約書、協議書、覚書など、双方が記名押印し保管するもの
- ▶ 入札参加資格審査申請書、入札書
- ▶ その他、実印や登録印の押印を求め、印鑑証明書と照合するもの

押印を求めない手続きの一例

- ▶ 請求書、補助金交付申請書（実績報告書）、助成金申請書、手当支給申請書
 - ▶ 住民票、戸籍謄抄本、税務証明等交付申請書
 - ▶ 施設使用許可申請書（公民館、体育館、運動広場、老人憩いの家など）
- 〈基本的に署名を求めるもの〉
- ▶ 住民異動届（転入、転出、転居等）
 - ▶ 委任状、誓約書、宣誓書、同意書、第三者が作成する診断書、意見書など

☎にかほ市役所 総務課 ☎43-7507